

2020年（令和2年）1月16日

月形刑務所長

駒 込 琢 磨 殿

札幌弁護士会

会 長 樋 川 恒 一

同人権擁護委員会

委員長 小笠原 至

## 勸告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勸告する。

### 第1 勸告の趣旨

- 1 貴刑務所は、申立人が平成29年4月28日付で提出した「ハーバードビジネスレビュー2月号」及び「日経ビジネス8月号」外10冊についての宅下願箋に関して、その宅下げ申請を許可するよう勸告する。
- 2 貴刑務所は、被収容者からの雑誌の宅下げの申請があった場合、入所時の包括的な廃棄同意が存在することのみを理由として当該宅下げを不許可とすることがないよう勸告する。

### 第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

## 調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 雑誌宅下げ制限に関する人権侵害救済申立事件  
事件番号 2017-1号  
受付日 2017年（平成29年）4月6日  
申立人 XXXXXXXXXX  
相手方 月形刑務所

### 勧告の理由

#### 第1 認定した事実

申立人からの聴取及び当委員会からの月形刑務所への照会に対する回答等により認定した事実は下記のとおりである。

##### 1 申立人

申立人は、月形刑務所に収容されている者である。

##### 2 雑誌の宅下げを制限した事実

申立人は、平成29年5月上旬、閲読し終えた「ハーバードビジネスレビュー2月号」及び「日経ビジネス8月号」など計12冊の雑誌について宅下げを希望したところ、その許可が下りず、主任矯正処遇官から、それらの雑誌を廃棄処分にするか、出所までの間、私物保管容器での保管をするよう求められた。

##### 3 申立人の申立内容

(1) 申立人によれば、上記主任矯正処遇官の発言は、「受刑者所内生

活の心得」に、「閲読後の雑誌及び新聞紙は、閲読終了後、廃棄します。ただし、学術、職業又は技術に関する記載があり、かつ、釈放後の社会生活に必要なと認められる場合には領置、宅下げができることがあります。」との記載を根拠としていると思われるとのことである。

- (2) 上記に対し、申立人が「ハーバードビジネスレビュー2月号」などは学術的にも価値が高いと思われるのに、なぜ認められないのかと質問したところ、出所後に新たに購入すれば足りるとの対応だった。
- (3) しかし、雑誌であれ、文庫であれ、所有者の財物であることに変わりがない。そうであるにもかかわらず、それらを廃棄するように求められることは不適當である。

## 第2 月形刑務所に対する照会及びその回答

- 1 申立人からの上記申立を受け、当委員会は、月形刑務所に対し、上記宅下げを不許可とした根拠等について照会を行った。
- 2 月形刑務所が宅下げを不許可とした根拠は、回答によれば、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）第50条の規定によるものではなく、
  - ①入所時における雑誌等の廃棄について申立人からの包括的同意があること、
  - ②雑誌の宅下げを無制限に許すことは過度な事務負担が発生するおそれがあること、
  - ③出所後の社会生活上必要と認められる場合ではないことや法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要と認められる場合ではないこと、

④いずれも本体価格が2000円未満であり顕著な財産上の損害が発生するともいえないことであった。

- 3 なお、月形刑務所からの回答によれば、閲覧後の雑誌の取扱いについては、平成18年5月23日付矯成訓第3300号法務大臣訓令「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」（以下「訓令」という。）第8条第1項において「刑事施設の長は、新聞紙及び雑誌について、閲覧後に廃棄させることを原則とし、これに要する費用を負担するものとする」旨の、同条第2項において「前項の廃棄は、被収容者の同意を得た上で行わなければならない。」旨の、同条第3項において「前項の同意は、書面により得るものとし、入所時又は最初の購入時若しくは交付時に一括して得ることとして差し支えない」旨の規定がそれぞれあるとされている。

また、平成19年5月30日付矯成第3345号矯正局長依命通達「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」記6（2）において「訓令第8条1項に「閲覧後に廃棄させることを前提とし」とあるが、例外として、居室内での所持、宅下げ又は領置などが考えられること。」と規定されているとのことである。

- 4 これを踏まえて、当委員会は、更に月形刑務所に対し、
- ⑦ 仮に申立人が入所時に書面によって包括的に同意した事実があるとした場合、個々の雑誌について個別的に宅下げ等を希望した場合にまで廃棄とする運用であるのか否か、
  - ⑧ 「訓令第8条1項に「閲覧後に廃棄させることを前提とし」としながら、敢えて「例外として、居室内での所持、宅下げ又は領置などが考えられること。」と規定されているにもかかわらず、申立人が明示的に希望し、かつ、明文規定のある「宅下げ」を刑務所側で拒否した理由及び

㊦ 被収容者が事前に内容を知りえない雑誌（その意味で、購入後に保管を希望したいと思う雑誌である可能性がある。）につき、「廃棄」についての包括的同意があるから廃棄しても構わないという趣旨であるのか否かについて照会した。

これに対し、月形刑務所は、宅下げを不許可とした場合においても居室内での所持を認めており、廃棄する・しないの判断は被収容者自身の判断によるものである旨を回答した。

### **第3 当会の判断**

#### **1 問題の所在**

月形刑務所が、申立人の閲読後にかかる自弁物品（雑誌）について、宅下げを認めないとしたことに権利侵害性が認められるか否かが問題である。

#### **2 判断**

(1) 刑事収容施設における宅下げについて記載した法第50条は、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとし、各号に該当しない場合には宅下げを許可すべきことを明示しているが、本件においては同条各号が規定する事由の存在は認められず、これは月形刑務所も平成29年12月13日付の回答書面で認めるところである。

したがって、月形刑務所が本件の雑誌宅下げを不許可としたのは、法50条に違反するものであり、これは申立人の所有権行使の一場面としての占有移転が不当に侵害するものと考えられる。

(2) これに対し、月形刑務所は、入所時に申立人が閲読後の雑誌について廃棄の同意をしていることを雑誌の宅下げを認めない理由

の1つとし、かかる同意を取得する根拠として、平成18年5月23日付矯成訓第3300号法務大臣訓令「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第8条を指摘する。

同訓令は、雑誌に関して被収容者の閲覧後に廃棄させることを原則と規定するものであるが、平成19年5月30日付法務省矯成第3345号「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について（依命通達）」においては、「訓令第8条第1項に『閲覧後に廃棄させることを原則とし』とあるが、例外として、居室内での所持、宅下げ又は領置などが考えられる」としており（同通達第6項（2））、廃棄以外にも宅下げを含む複数の対応を選択しうることを認めている。

このように同通達を併せて読解すれば、同訓令としては閲覧後の雑誌については宅下げさせるという対応を許容しているのであり、同訓令を根拠として入所時に一括して取り付けた同意書によって雑誌の宅下げが原則として認められなくなると解釈することは、同訓令の理解を誤ったものであるし、宅下げを「許すものとする」と規定した法第50条の趣旨に反することになる。

- (3) また、月形刑務所は、雑誌宅下げを不許可とした理由として、雑誌の宅下げを無制限に許すことは過度な事務負担が発生するおそれがあること、いずれも本体価格が2000円未満であり顕著な財産上の損害が発生するともいえないことを指摘するが、これらの事情は法50条において宅下げの不許可事由として規定されておらず、これにより宅下げの不許可を正当化することはできない。

さらに、月形刑務所は、申立人が居室内で所持することが可能であるとも主張するが、法第50条はもちろん、通達において

も、居室において所持できることが宅下げ申請に対する不許可条件としているわけではないから、宅下げを許可していないことそれ自体の問題性については、何ら合理的な理由になっていない。

- (4) 以上より、本件宅下げ申請に対し月形刑務所がこれを許可しなかった扱いは申立人の「ハーバードビジネスレビュー2月号」及び「日経ビジネス8月号」外10冊について申立人の所有権行使の一場面としての占有移転を不当に侵害する。

また、月形刑務所においては、本件以外の雑誌宅下げについても、一様に不許可の運用が取られている可能性が高く、申立人以外の他の被収容者との関係で人権侵害が発生するおそれがある。

そのため、月形刑務所においては、本件以外においても入所時の包括的な廃棄同意が存在することを理由として宅下げを不許可とすることがないよう勧告を行う必要がある。

### 3 結語

以上のとおりであるから、第1項記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

以上

## 関連条文

### ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

#### ・第50条（保管私物又は領置金品の交付）

刑事施設の長は、被収容者が、保管私物又は領置されている金品（第三百三十三条（第三百三十六条、第三百三十八条、第四百一条、第四百二条及び第四百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

一 交付（その相手方が親族であるものを除く。次号において同じ。）により、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 被収容者が受刑者である場合において、交付により、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三 被収容者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

### ○ 平成18年5月23日付矯成訓第3300号法務大臣訓令「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」

#### ・第8条（閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱い）

刑事施設の長は、新聞紙及び雑誌について、閲覧後に廃棄させることを原則とし、これに要する費用を負担するものとする。

2 前項の廃棄は、被収容者の同意を得た上で行わなければならない。

3 前項の同意は、書面により得るものとし、入所時又は最初の購入時若しくは交付時に一括して得ることとして差し支えない。



○ 平成19年5月30日付け矯成第3345号矯正局長依命通達「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」

・記6（閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱いについて（訓令第8条関係））

(1) 訓令第8条の同意は，訓令第4条第2項ただし書による同意と併せて得るものとする。

(2) 訓令第8条第1項に「閲覧後に廃棄させることを原則とし」とあるが，例外として，居室内での所持,宅下げ又は領置などが考えられること。また，領置を認めるのは，例えば，宅下げをすることができず，かつ，釈放後の社会生活上必要があり，又は法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要であると認められるなど，領置を認めることが相当な場合に限ること。